

「鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)(案)」に対する意見と対応

No	箇所	頁	ご意見の内容	市の考え方	対応
1	該当箇所なし	—	歩道、自転車が通る道、車道を色分けして、誰でも安全に移動ができるようにしてほしい。	ご意見をいただいた内容について、道路を管理する担当部署に情報共有いたします。	計画への反映は、行いませんが、ご意見は今後の参考にさせていただきます。
2	第4章 第2節 地域生活の安心を支える仕組みづくり	P66	ヘルプマークについて、周知徹底をする必要がある。また、どこに障がいがあるのか一目でわかるように、色違いのヘルプマークを作ると助かると思う。	ヘルプマークは、外見からはわからなくても、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマークです。必要とする支援内容などの情報をシールに記入して、ヘルプマークの片面に貼っておくこともできます。今後はご意見を参考に、より多くの方にヘルプマークを知っていただけるよう普及啓発に努めていきます。	ヘルプマークの周知については、第4章 第2節 地域生活の安心を支える仕組みづくり(P66)に記載があります。色違いのヘルプマークの作成については、計画への反映は、行いませんが、ご意見は今後の参考にさせていただきます。
3	第2章 第2節 アンケート調査からみる鳥羽市の状況	P24	アンケート調査の「地震等、災害のときに困ること」の設問で、「特に困ることはない」の回答は設定すべきではない。なぜなら、実際に災害が起きて初めて困るわけである。	今後のアンケート調査においては、ご意見を参考に修正していきます。また、災害時の支援については、事業所や防災危機管理室と連携し、取り組みを進めていきます。	計画への反映は、行いませんが、ご意見は今後の参考にさせていただきます。
4	第2章 第3節 ヒアリング結果について	P33	ヒアリング調査の回答結果について、21団体中13団体が回答(回収率61.9%)となっている。21団体であれば、直接回収に伺うことが可能な数ではないか。	ヒアリング調査については、21団体中13団体に書面で回答をいただきました。地域自立支援協議会の各専門部会などを通して、事業所や団体の方から意見をいただく機会があり、要望・意見の把握に努めています。	—
5	第2章 第4節 障がい福祉サービスの状況	P37	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の状況で協議の設置ができていない理由は何か。	障害福祉係、健康係、地域包括支援センター、保健所、障がい者相談支援事業所の職員が参加し、2カ月に1度精神保健情報共有会議を開催し、情報共有しています。今後は、医療関係者に参加していただき、専門性の高い協議の場を構築していきます。	第5章 第2節 障害福祉サービスの見込み量(P90)において、具体的な取り組みについて記載しております。
6	第3章 第3節 本計画策定における課題	P51	「避難場所で医療ケア等が受けられるか不安」について、身体的ケアはもちろん、メンタルケア、口腔ケア、常備薬の補充はどのように対策しているか。	このページでは、課題について記載しています。第4章 第5節 安心・安全な環境づくりにおいて、取り組みについて、記載しております。避難所での支援については、防災危機管理室と連携し、取り組みを進めていきます。	計画への反映は、行いませんが、ご意見は今後の参考にさせていただきます。

「鳥羽市障がい者福祉計画・障がい福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画(第2期)(案)」に対する意見と対応

No	箇所	頁	ご意見の内容	市の考え方	対応
7	第3章 第4節 基本目標	P52	保健所も総合病院もないまちで、どのように対応するのか具体的に記載してほしい。	第4章 第2節 地域生活の安心を支える仕組みづくりにおいて、具体的な取り組みについて記載しております。	第4章 第2節 地域生活の安心を支える仕組みづくり(P64)において、具体的な取り組みについて記載しております。
8	第3章 第6節 重点的な取り組み	P57	就労移行支援事業について、社協が撤退していることから充実ではなく衰退しているように思うが連携がとれているのか。	就労移行支援のサービスが提供できる事業所は、現在、市内に2事業所あります。また、就労継続支援A型のサービスが提供できる事業所が1事業所、就労継続支援B型のサービスが提供できる事業所が5事業所あります。 地域自立支援協議会しごと部会や担当国会議を開催し、情報共有し、連携を図っています。	—
9	資料編	P114	鳥羽市障害者施策推進委員会設置要綱の組織において、福祉、保健医療、教育、又は雇用に関連する職務に従事する者と記載されているが、歯科医師及び薬剤師が携わっていない理由を知りたい。	鳥羽市障害者施策推進委員会設置要綱に基づき、福祉、保健医療、教育、又は雇用に関連する職務に従事する方に委嘱しています。現在の鳥羽市障害者施策推進委員には、歯科医師及び薬剤師の方は見えませんが、意図的に選任しなかった訳ではありません。	—
10	計画全体	—	「障害者」なのか「障がい者」か語句を統一すべき。「障がい者」の記載がのぞましい。	法律で定めがあるものや固有名詞以外については、「障がい者」で語句を統一します。	「障がい者」で語句を統一し、計画の修正を行います。